

平成十四年十二月十日受領
答 弁 第 二 号

内閣衆質一五五第二号

平成十四年十二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員石井啓一君提出歯科用ハンドピースによる院内感染防止策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石井啓一君提出歯科用ハンドピースによる院内感染防止策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの歯科用ハンドピース（以下「ハンドピース」という。）については、使用後に高圧蒸気滅菌装置（オートクレーブ）等による滅菌を行うことが望ましいと考えているが、充てん物の研磨等に使用する場合は、治療時に雑菌の付着を防ぐための措置を講ずるとともに、使用後に薬物による消毒を行うことによっても、感染予防に十分な効果が得られるものと認識している。

ハンドピースの消毒及び滅菌の方法については、今後とも歯科医療関係者感染症予防講習会等を通じ、歯科医療関係者に対する適切な指導を行ってまいりたい。

二について

使用後のハンドピースを薬物によって消毒する場合に必要な標準的な空回転の時間については、歯科用医療機器の進歩等の治療環境の変化を踏まえ、最新の科学的知見に基づいたものとする必要があると認識しており、厚生労働科学研究により行われている歯科診療における感染リスク低減に関する研究の結果を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

三について

ハンドピースの消毒及び滅菌の方法については、厚生労働科学研究により諸外国の状況に関する調査を行うこととしており、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

四について

歯科診療所において使用する器材、器具等の洗浄、消毒及び滅菌に要する費用については、従来から歯科診療報酬の基本診療料等において総合的に評価してきたところである。

また、院内感染防止対策の一環として、病院における自動手指消毒器の整備等を促進するため、院内感染対策施設・設備整備費補助金を交付しているところである。

さらに、感染予防に関する科学的知見の提供や歯科医療関係者感染症予防講習会等の実施により、歯科医療関係者に対する感染予防対策の周知を図っているところであり、今後ともこれらの施策を円滑かつ適切に実施してまいりたい。